

## 帯広市国民保護計画の変更箇所

| 頁番号                   | 変更箇所  |
|-----------------------|---|
| ① 事実認定前における災害派遣の要請を追加 |   |
| P33<br>(P1)           | 第3編 武力攻撃事態等への対処<br>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置<br>1 事実認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置において、事実認定を待つとまがなく自衛隊の支援が必要な場合における災害派遣の要請について明確化。 |

注) 頁番号は変更前(現行)計画。( )内は新旧対照表の頁番号